関西自然保護機構会報 *21*（*1*）：*5*－*7*, *1999*

シンポジウム「野生生物とどのように付き合うか」
－移入種やペットの管理に関連して－趣旨説明

京都大学理学研究科動物生態学研究室　村　上　興　正

KEY NOTE SPEACH OF A SYMPOSIUM ENTITLED "CONSIDERATION FOR THE RELATION BETWEEN MAN AND ANIMALS"

Okimasa MURAKAMI *Laboratory of Animal Ecology, Faculty of Science, Kyoto University*

シンポジウム企画までの経過

私は1990年に日本哺乳類学会の保護管理専門委員会のメンバーを中心にして，これに法的な側面から岩手大の磯崎先生に加わって頂いて，野生生物の保護に係わる法体制検討会というグループを発足させた。目的は野生生物から見た場合に，現存する日本の法律などが生物の保護管理にあまり有効に働いていないと考えられたので，何が問題で，どのように改善すればよいのかなどの問題について提言することで，関西自然保護機構，世界自然保護基金日本委員会，日本自然保護協会などの財政支援を受けながら，活動を続けている。1992年に種の保存法に関するシンポジウムを開催し，種の保存法を策定することの重要性や，法律案の問題点などを論議した（シンポジウム滅びゆく野生生物種を救うために－絶滅のおそれのある動植物の保護法立法化を目指して－）。これ以降毎年，野生生物の保護管理問題に関してシンポジウムを開催している（表1）。近年は，とくに生物多様性の保全にとって移入種の脅威が最も問題であると考え，移入種の管理問題を重点的に扱っている。昨年のシンポジウムの総合討論の中で問題となったことは，移入種問題は，関係する業者などの理解が重要で，相手の立場をふまえた論議が必要であるとの認識に達し，来年（今回のこと）研究者だけでなく利用者の講演も含めようということにした。しかし，ペット問題などで誰が業界の代表として，責任ある発言をして貰えるのかについて不明であったので，今回は前回の約束を守れなかった。いつか機会を見て，このようなシンポを企画することとした。

表1　野生生物保護に係わる法体制検討会・WWFJなど共同主催によるシンポジウム一覧.

開催年	シンポジウムテーマ
1992年	滅びゆく野生生物種を守るために －絶滅のおそれのある動植物の保護法立法化を目指して－.
1993年	滅びゆく野生生物種を守るために. PartⅡ. 絶滅のおそれのある生物種の保護とは何か.
1994年	滅びゆく野生生物種を守るために. PartⅢ. 種の保存法およびCITES新基準を受けて。
1995年	移入生物による生物相の攪乱.
1996年	野生生物の保護と国際条約.
1997年	移入生物による生態系の攪乱と対策.
1998年	「野生生物とどのように付き合うか －移入種やペットの管理に関連して－」

シンポジウムの企画趣旨

移入種の管理問題には2つあり，一つは移入の

予防であり，もう一つは現存移入種の管理である。移入種が一旦定着すると，それを撲滅することは非常に困難で労力予算がかかる場合が多いので，管理には，まず移入種が日本に入らないような予防措置が最も重要である（村上，1998a, b）。移入種の定着過程は何段階かに分けられ，その過程を一つ一つチェックすることが重要である。国外移入種（国外外来種）の予防には，まず，海外から日本に入らないようにするのが最も肝要である。現在，日本では植物防疫法に基づく植物検疫制度，動物では家畜伝染病予防法に基づく動物検疫，林業種苗法による林業種苗の規制などを行っているが，目的が生物多様性の保全のためではないので，生態系への影響の大きな種などが安易に持ち込まれている。移入種を規制するあらたな法体系が必要と考えられる。次は日本にすでに存在しているが野外に定着していない種およびすでに野外に定着した種の取り扱いである。ペットや家畜はわれわれの最も身近な生物であるが，いろいろな事情で野外に放逐された結果，野生化して人や野生生物にさまざまな影響を与えている。同様に最近は，環境に優しい農業という名で，化学農薬の代わりにいろいろな天敵や，セイヨウマルハナバチのような花粉の媒介者が生物農薬として使用されつつある。これらの生物農薬もペットなどと同様に，野外に定着して在来種と競合関係になったり，交雑したりして生物多様性の保全にとって脅威となっている。日本哺乳類学会では，1998年10月の大

表2　シンポジウム「野生生物とどのように付き合うか－移入種やペットの管理に関連して－」.

日時：1998年12月13日（日）
場所：国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟4階402号室

13:00	開　場	
13:30	開　会　　進行：花輪伸一（WWF Japan）	
13:30-13:40	シンポジウムの趣旨説明　村上興正	
	第1部　移入種およびペットの管理を目指して	
13:40-13:50	野生生物の輸入状況について	草刈秀紀（WWF Japan）
13:50-14:15	東京都下におけるネコの野生化と地域住民の意識	神崎伸夫（東京農工大・農）
14:15-14:40	小笠原諸島におけるノヤギの排除	常田邦彦（自然環境研究センター）
14:40-15:05	奄美大島におけるマングースの管理	山田文雄・杉村　乾（農水省・森林総研）
15:05-15:30	外来天敵の導入をめぐる諸問題	根本　久（埼玉県園芸試験場）
15:30-15:45	休　憩	
	第2部　鳥獣法の改正と野生生物の管理について	
15:45-16:10	鳥獣法の改正案とその問題点	三浦慎悟（農水省・森林総研）
16:10-16:20	鳥獣法の改正案とその問題点に関するコメント	羽山伸一（日本獣医畜産大）
16:20-16:45	野生生物の管理に関する法令のあり方－法的側面から見て－	磯崎博司（岩手大人文社会学部）
16:45-17:10	野生生物の管理に関する法令のあり方－生物から見て－	村上興正（京大・理・動物）
17:10-17:40	総合討論	
17:40	閉　会	

会総会で，緊急対策を必要とすると考えられるアライグマ，ヤギ，マングースについて速やかな駆除を国や地方公共団体が促進することや，移入哺乳類の在来種への影響が大きいので，飼育者に対して飼育管理の徹底を図ること，輸入検疫に関する現行制度の見直しを図ること，などを要望した。しかし，これらの管理を実施するにあたっては，研究者による科学的な裏付けだけでなく，国や地方行政の合意，予算的な裏付け，さらには地域住民などの合意など，さまざまなレベルでの合意が必要である。今回のシンポジウムではこれらのペットや家畜，生物農薬が引き起こす問題に対して，どのような対処をすれば良いかを具体的な事例を基に考えてみようというものである。また野生鳥獣の保護管理に最も係わりの深い鳥獣の保護及狩猟に関する法律の改正案が現在検討されつつあり，来年には国会に上程される可能性が高い。この主な内容は，従来国が行ってきた野生鳥獣の管理の権限とくに有害鳥獣駆除に関連した事項を地方自治体に移すことで，地方分権推進の一環として行われるものである。この改正内容がどのようなもので，何が問題かも明らかにしたい。少し問題の幅が広すぎる感があるがいづれも緊急性が高く重要な問題なので，皆で考えてみたいと思う。このシンポジウムの開催にあたっては，世界自然保護基金日本委員会の支援を受けた。ここに感謝の意を表する次第である。最後にシンポジウムのプログラムを掲載しておく。

引用文献

世界自然保護基金日本委員会・日本自然保護協会・日本野鳥の会（編）. 1992. シンポジウム滅びゆく野生生物種を守るために－絶滅のおそれのある動植物の保護法立法化を目指して. 120pp. 世界自然保護基金日本委員会, 東京.

村上興正（編）. 1993. シンポジウム滅びゆく野生生物種を守るために。Part Ⅱ. 絶滅のおそれのある生物種の保護とは何か。関西自然保護機構会報 15（2）：75－125.

村上興正（編）. 1994. シンポジウム滅びゆく野生生物種を守るために. Part Ⅲ. 種の保存法およびCITES新基準を受けて。関西自然保護機構会報 16（2）：111－185.

村上興正（編）. 1995. 移入生物による生物相の攪乱. 関西自然保護機構会報 18（2）：87－140.

村上興正（編）. 1996. 野生生物の保護と国際条約. 関西自然保護機構会報 18（2）：153－209.

村上興正（編）. 1997. 移入生物による生態系の攪乱と対策. 日本生態学会誌 48（1）：61－95.

村上興正（編）. 1998a. 移入種対策について－国際自然 保護連合ガイドライン案を中心に－. 日生態会誌 48：87－95.

村上興正. 1998b. 移入種とは何か？その管理はいかにあるべきか. 遺伝 52（5）：11－17.